

仕 様 書

産業観光局京北・左京山間部農林業振興センター
(担当：埜村・田中 電話 075-852-1817)

件名	産業廃棄物収集運搬及び処分業務について
契約期間	契約締結の日～令和7年10月31日まで
契約条件	1 総則 (1)京北・左京山間部農林業振興センター（京北合同庁舎）産業廃棄物収集運搬及び処分業務（以下「本業務」という。）の受託者は、廃棄物の処分及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、労働基準法、労働安全衛生法、京都市契約事務規則等の関連法令を遵守するとともに、本仕様書に基づき完全に履行すること。 (2)京都市（以下、「本市」という。）と受託者は、関係法令に基づく委託契約書を締結すること。 2 産業廃棄物の内容及び数量 脱穀機、プリンター、杭、看板、ポール、長靴等の混合状態 4 tトラック1台相当分（内容物：産廃対象物（写真）のとおり） ※詳細は見積書提出前の下見（現場確認）の際に確認し、内容及び数量に見合った車両を確保すること。 3 本業務の作業基準 本業務は次の基準により実施すること。 (1)収集日、収集時間 ア 収集運搬を行う日は、本市と受託者が協議のうえ、決定するものとする。 イ 収集を行う時間帯は、原則として午前9時から午後4時までとし、当日中に処分場に搬入すること。 (2)排出場所 京北合同庁舎 公用車駐車場内 （別紙参照） 京都市右京区京北周山町上寺田1-1 (3)作業条件 ア 見積書提出前に必ず下見の段階で産業廃棄物の総量、搬出ルート、養生ルート等の確保を行い、本業務の履行に必要なかつ適正な人員数、機材及び車両等を確保すること。 イ 下見可能日時は以下のとおりとし、希望日の前開庁日までに、担当者へ事前連絡すること。 9月8日（月）～9月12日（金） 午前9時～正午・午後1時～午後4時 ウ 他事業所等や受託者が保管している廃棄物と混載して収集運搬しないこと (4)受託者の資格要件 ア 京都市競争入札参加資格名簿に登録されていること。 イ 本業務の受託者は、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の収集運搬及び処分業務の許可を得ていること。 ウ 本業務の受託が産業廃棄物中間処理後の残渣に係る最終処分業の

	許可有していない場合は、最終処分をその産業廃棄物の処分業の許可を有している者に委託すること。 エ 受託者は本業務の契約にあたり、(4)イ・ウの許可証並びにその最終処分を委託していることがわかる証明（委託契約書の写し等）を本市に提出すること。 (5) 履行確認 受託者は、業務完了後、完了届を速やかに、本市に提出し、確認を受けること。 また、本業務に係る委託料については、業務完了後一括で支払う。 (6) マニフェストの運用 本業務は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の紙マニフェストにより行う。 本業務に使用する紙マニフェストは、受託者が負担することとし、紙マニフェストに必要事項を記入のうえ、収取時にA票を本市に提出し、運搬業務完了後、10日以内にB2票を本市に提出すること。また、処分完了後10日以内にD票及びE票を本市に提出すること。 (7) 契約時に必要な書類 受託者は、本委託契約締結までに、「産業廃棄物収集運搬受託者記入欄」及び「産業廃棄物処分受託者記入欄」の項目について、必ず記入し、契約書に添付すること。 また、受託者が中間処理のみ行う場合は、中間処理の許可書の写しとともに、最終処分地の許可書の写しを契約書に添付すること。ただし、最終処分地の許可書に写しが添付できない場合は、「産業廃棄物処分受託者記入欄」の最終処分地項目（所在地、処理方法、処理能力等）を必ず記入し、契約書に添付すること。 4 損害賠償責任 本業務実施中に発生した、事故・負傷等について、本市は一切責任を負わない。 5 再委託の禁止 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。 ただし、上記(4)ウに記載している最終処分に係る委託については、この限りではない。 6 その他 本仕様書に記載がない事項及び記載内容に疑義が生じた場合は双方誠意をもって協議のうえ決定する。
--	---

◎産業観光局 京北・左京山間部農林業振興センター

【所在地】 〒601-0251

京都市右京区京北周山町上寺田1-1

【電話番号】 075-852-1817



産業廃棄物収集運搬受託者記入欄

受託者に関する項目について、下記の欄を記入すること。
 ただし、許可証のとおりであれば、「☐ 許可証のとおり」の欄に☒の記入のみとする。

受託者の許可に事業範囲 (作業区分)	☐ 許可書のとおり
受託者の取り扱える 廃棄物の種類	☐ 許可書のとおり
※受託者の委託業務に積替保管を含む場合	
受託者の積替・保管場所の所 在地	☐ 許可書のとおり
受託者の保管できる 産業廃棄物の種類	☐ 許可書のとおり
受託者が行う席替えのための 保管上限	☐ 許可書のとおり

産業廃棄物 | | |-----| | 処 分 | |-----| 受託者記入欄

受託者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、「☐ 許可証のとおり」の欄に☒の記入のみとする。

受託者の許可に事業範囲 (事業の区分)	☐ 許可書のとおり
受託者の取り扱える 廃棄物の種類	☐ 許可書のとおり
受託者が廃棄物の処分等を行 う場所の所在地	☐ 許可書のとおり
受託者が行う処分方法	☐ 許可書のとおり
受託者が行う処分の 施設の処理能力	☐ 許可書のとおり
※受託者の委託業務が中間処理の場合 最終処分地について、いずれか選択して☒を記入し、不備のないようにすること。 ☐ 最終処分先の許可証の写しを添付 ☐ 最終処分先を下記のとおり記載	
最終処分先の所在地 ※名称・許可番号が あれば記載すること	
最終処分先の処分方法	
最終処分先の施設処理能力	